

通貨指定型個人年金保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 通貨の種類

第1条 通貨の種類

2. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

第2条 積立金および積立利率

第3条 積立利率保証期間

3. 基本保険金額

第4条 基本保険金額

4. 年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類

第5条 年金支払開始日および年金支払日

第6条 年金額

第7条 年金の種類

5. 年金および死亡給付金の支払

第8条 年金および死亡給付金の支払および免責

第9条 年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則

第10条 年金の一括払

第11条 年金の継続支払

第12条 年金支払開始日における年金原資額の一
時支払

第13条 年金および死亡給付金の請求、支払時期お
よび支払場所

第14条 年金証書

6. 会社の責任開始期および契約日

第15条 会社の責任開始期および契約日

7. 保険契約の無効および取消

第16条 死亡給付金不法取得目的による無効

第17条 詐欺による取消

8. 告知

第18条 告知

9. 保険契約の解除

第19条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

第20条 解約

第21条 解約返還金

11. 基本保険金額の減額

第22条 基本保険金額の減額

12. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

第23条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

13. 年金の種類および年金支払期間の変更

第24条 年金の種類の変更

第25条 年金支払期間の変更

14. 年金受取人および死亡給付金受取人

第26条 年金受取人の変更

第27条 遺言による年金受取人の変更

第28条 後継年金受取人の指定または変更

第29条 遺言による後継年金受取人の指定または
変更

第30条 死亡給付金受取人の変更

第31条 遺言による死亡給付金受取人の変更

15. 保険契約者

第32条 保険契約者の変更

第33条 保険契約者の住所の変更

16. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

第34条 保険契約者、年金受取人および死亡給付金
受取人の代表者

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの 処理

第35条 年齢の計算

第36条 契約年齢および性別の誤りの処理

18. 契約者配当金

第37条 契約者配当金

19. 時効

第38条 時効

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第39条 被保険者の業務、転居および旅行

21. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

22. 繰上げ年金開始に関する特則

第41条 繰上げ年金開始に関する特則

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する 特則

第42条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約
の請求書類に関する特則

通貨指定型個人年金保険普通保険約款

(平成23年1月24日制定)

(この保険の概要)

この保険は、保険契約者が指定する通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める仕組の外貨建の年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 年金

(ア) 確定年金の場合

年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

(イ) 保証期間付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を支払います。

(ウ) 死亡時保証金額付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、被保険者が死亡したときは、年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を支払います。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 通貨の種類

(通貨の種類)

第1条 この保険契約の通貨の種類はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）
- (3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

2. 保険料の払込または年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

2. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

(積立金および積立利率)

第2条 積立金とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、年金支払開始日前において指定通貨に応じた次項に定める積立利率を適用して、経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。

2. 積立利率とは、前条に定めるそれぞれの通貨の種類について、次条に定める積立利率保証期間ごとに、その期間に応じたつぎの各号の国債の流通利回りを指標金利とし、その指標金利の会社所定の期間における平均値に最大0.7%を増減させた範囲内で定めた率から、会社の定める率を差し引いた利率のことをいいます。

- (1) 通貨の種類が米ドルの場合
アメリカ合衆国国債
- (2) 通貨の種類がユーロの場合
ドイツ連邦共和国国債
- (3) 通貨の種類が豪ドルの場合

オーストラリア連邦国債

3. 前項に定める積立利率は、契約日における会社の定める利率を下回ることはありません。
4. 第1項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間の更新が行なわれた場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における更新後の積立利率保証期間に応じた積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
5. 第2項の規定にかかわらず、第2項各号の国債の流通利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第2項各号の国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

(積立利率保証期間)

- 第3条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。
2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。
 3. 保険契約者は、積立利率保証期間の満了日に限り、会社の承諾を得て、その満了日の翌日に、会社の定める範囲で積立利率保証期間を指定して更新することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 本条の規定により積立利率保証期間の更新が行なわれた場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日を積立利率保証期間更新日とします。
 - (2) 会社は、更新後の積立利率保証期間、その積立利率保証期間において適用する積立利率、次条に定める更新後の基本保険金額および第5条（年金支払開始日および年金支払日）に定める更新後の年金支払開始日を保険契約者に書面によって通知します。

3. 基本保険金額

(基本保険金額)

- 第4条 基本保険金額とは、死亡給付金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。
2. 前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間の更新が行なわれた場合の更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額と同額とします。
 3. 前2項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

4. 年金支払開始日および年金支払日、年金額ならびに年金の種類

(年金支払開始日および年金支払日)

- 第5条 年金支払開始日とは、積立利率保証期間の満了日の翌日をいい、積立利率保証期間の更新が行なわれた場合は、年金支払開始日は更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日とします。
2. 年金支払日とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(年金額)

- 第6条 年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における積立金額（以下「年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。
2. 会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。
 3. 年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第1項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。
 4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資額を保険契約者に支払います。

- (1) 年金額が会社の定める金額に満たないとき。
- (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

(年金の種類)

第7条 この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 確定年金
- (2) 保証期間付終身年金
- (3) 死亡時保証金額付終身年金

5. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払および免責)

第8条 この保険契約の年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類・死亡給付金		支 払 額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
年金	確定年金	年金額	年	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	_____
		残余年金支払期間の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	保証期間付終身年金	年金額	金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	_____
		残余保証期間の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	死亡時保証金額付終身年金	年金額	取	被保険者が年金支払日に生存しているとき	_____
		年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額(以下「死亡時保証金額」といいます。)		年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間(以下「死亡時保証期間」といいます。)中に、被保険者が死亡したとき	
死亡給付金		被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)

第9条 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

2. 年金受取人と被保険者が同一の場合で、前条の規定により、未払年金の現価または死亡時保証金額を支払うときは、第28条(後継年金受取人の指定または変更)および第29条(遺言による後継年金受取人の指

定または変更)の規定により定める後継年金受取人に支払います。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたこと（年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）によって、年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時に年金の一括払が行なわれた場合の支払額と同額の返還金を年金受取人に支払います。
5. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。)
 - (3) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。)
 - (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
6. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡給付金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡給付金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

（年金の一括払）

- 第10条 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
2. 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払年金の現価とします。
 3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
 4. 年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、年金支払開始日以後死亡時保証期間中の最後の年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、責任準備金のうち残余死亡時保証期間の年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。
 5. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 死亡時保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

（年金の継続支払）

- 第11条 年金受取人は、確定年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。

2. 前項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
3. 年金受取人は、保証期間付終身年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余保証期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
4. 前項の場合、残余保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

（年金支払開始日における年金原資額の一時支払）

- 第12条 年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第8条（年金および死亡給付金の支払および免責）に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時支払を請求することができます。
2. 前項の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。
 3. 年金原資額の一時支払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。
 4. 第41条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定により繰上げ年金開始が行なわれたときは、本条の規定による年金原資額の一時支払は取り扱いません。

（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第13条 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
 3. 年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
 4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 第16条（死亡給付金不法取得目的による無効）、第17条（詐欺による取消）または第19条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
 5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。
7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

（年金証書）

第14条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

6. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第15条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 年金の種類
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 積立利率保証期間
 - (9) 年金支払開始日
 - (10) 年金支払期間
 - (11) 年金額、死亡給付金額、基本保険金額および一時払保険料
 - (12) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

7. 保険契約の無効および取消

（死亡給付金不法取得目的による無効）

第16条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第17条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

8. 告知

（告知）

第18条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による

告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

9. 保険契約の解除

（重大事由による解除）

第19条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

（1）保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前2号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡給付金を支払いません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときは、死亡給付金の返還を請求します。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

（解約）

第20条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

第21条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第13条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

第22条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前条第1項の規定に準じて別表2に定める算式により計算した金額とします。

4. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

12. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

(死亡給付金受取人による保険契約の存続)

第23条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。

5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

13. 年金の種類および年金支払期間の変更

(年金の種類の変更)

第24条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類を変更することができます。

2. 年金の種類の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 本条の規定により、年金の種類の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(年金支払期間の変更)

第25条 保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金支払期間を変更することができます。

2. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 本条の規定により、年金支払期間の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

14. 年金受取人および死亡給付金受取人

(年金受取人の変更)

第26条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人としてします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

3. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

4. 第1項の通知が会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

5. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6. 年金受取人が年金支払開始日前に死亡したときは、被保険者を年金受取人としてします。

(遺言による年金受取人の変更)

- 第27条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 年金支払開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 第1項および第2項の規定による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 5. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（後継年金受取人の指定または変更）

- 第28条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 前項の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の法定相続人を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。
 5. 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継年金受取人の指定または変更）

- 第29条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定による後継年金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 5. 遺言により指定または変更された後継年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

（死亡給付金受取人の変更）

- 第30条 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡給付金を支払いません。
 5. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金

受取人とします。

6. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

7. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）

第31条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項の規定による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

15. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第32条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（保険契約者の住所の変更）

第33条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

（保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者）

第34条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 年金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

5. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第35条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第36条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱いま

す。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であった場合で、その事実が発見された時すでに年金の支払が開始されているときは、実際の年齢に基づいて年金額を改め、すでに支払われた年金に不足分があればその額を年金受取人に支払い、超過分があれば年金からその額を差し引きます。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

18. 契約者配当金

(契約者配当金)

第37条 この保険契約には契約者配当金はありません。

19. 時効

(時効)

第38条 年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第39条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第40条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22. 繰上げ年金開始に関する特則

(繰上げ年金開始に関する特則)

第41条 保険契約者は、契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特則を適用し、年金支払開始日を繰り上げることができます。

2. この特則を適用するときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

3. 第5条(年金支払開始日および年金支払日)の規定にかかわらず、年金支払開始日を繰り上げたときの年金支払開始日は、前項に定める書類を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

4. 第6条(年金額)の規定にかかわらず、年金支払開始日を繰り上げたときの年金額は、会社の定める方法により、繰上げ後の年金支払開始日の前日の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した解約返還金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰上げ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

5. 会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。

6. 第4項の規定により計算された年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場

合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を繰上げ後の年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第4項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。

7. つぎの各号の場合には、本条の規定による年金支払開始日の繰上げは行ないません。

(1) 第4項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

8. 本条の規定により繰上げ年金開始が行なわれた場合の被保険者の年齢の計算については、第35条（年齢の計算）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(1) 繰上げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「繰上げ年金開始時年齢」といいます。）は、繰上げ後の年金支払開始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(2) 繰上げ年金開始後の被保険者の年齢は、前号の繰上げ年金開始時年齢に、繰上げ後の年金支払開始日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

23. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

（死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

第42条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

別表1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の年金(年金支払開始日における年金原資額の一時支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	積立利率保証期間の更新	(1) 会社所定の積立利率保証期間の更新請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	年金の種類の変更	(1) 会社所定の年金の種類の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	年金支払期間の変更	(1) 会社所定の年金支払期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
9	後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

	項 目	必 要 書 類
10	遺言による後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
11	死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
12	遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
13	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
14	繰上げ年金開始	(1) 会社所定の繰上げ年金開始請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

(注) 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

- 積立金額は経過年月日数に基づき会社の定める方法により計算します。
- 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日を積立利率保証期間更新日とみなした場合に、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。
- 残存月数とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（第41条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定により繰上げ年金開始が行なわれた場合は、繰上げ前の積立利率保証期間の満了日までの月数をいいます。）をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の適用

保険料円貨入金特約条項

(平成23年1月24日制定)

(この特約の概要)

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金を支払う場合の取扱
- 第4条 年金原資額の一時支払の場合の取扱
- 第5条 解約返還金を支払う場合の取扱

- 第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
- 第7条 その他の返還金を支払う場合の取扱
- 第8条 主約款の規定の準用
- 第9条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則

円貨支払特約条項

(平成23年1月24日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

(年金を支払う場合の取扱)

- 第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金支払開始日の前日の積立金額を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
- (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(死亡給付金を支払う場合の取扱)

- 第3条 死亡給付金の請求に際して、死亡給付金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払の場合の取扱）

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

- 第5条 主契約の解約または基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - （1）第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - （2）年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
 5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

- 第7条 主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

第9条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条（特約年金の支払）第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金（主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金の支払事由に該当した後に支払われた規則的引出金があるときは、死亡給付金からその規則的引出金を差し引きます。）を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額」といいます。）をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、主契約の死亡給付金の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
- (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。
- (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

目標値到達時円貨建年金保険移行特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 主契約の円貨建の年金保険への移行
- 第3条 目標値の指定および変更
- 第4条 移行日以後の取扱
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅とみなす場合

- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 主契約の積立利率保証期間を更新する場合の取扱
- 第9条 主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱
- 第10条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則

目標値到達時円貨建年金保険移行特約条項

(平成23年7月1日制定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が通貨指定型個人年金保険の場合、主契約の積立利率保証期間中の所定の期間において、主契約の締結の際における基本保険金額の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を円貨建の年金保険に移行させることを目的としたものです。

(特約の締結)

- 第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の契約日とします。

(主契約の円貨建の年金保険への移行)

- 第2条 この特約を付加した主契約は、次項に定める判定期間の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第4項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第3条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日の翌日に円貨建の年金保険に移行します。
2. 前項の判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日から主契約の積立利率保証期間の満了日の2か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。
3. 主契約が円貨建の年金保険に移行する日を移行日といいます。
4. 第1項の判定基準金額は、主契約の締結の際の基本保険金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、主契約の契約日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
5. 第1項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
6. 第1項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第1項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することがあります。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
7. 円貨建の年金保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(目標値の指定および変更)

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

2. 保険契約者は、移行日の前日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(移行日以後の取扱)

第4条 第2条(主契約の円貨建の年金保険への移行)の規定により円貨建の年金保険に移行した場合は、移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 年金支払開始日は、円貨建の年金保険への移行前と同一の日とします。

(3) 会社は、移行日の前日における主契約の解約返還金額の円換算額と同額(以下「移行後基本保険金額」といいます。)を移行日から年金支払開始日の前日までの期間(以下「移行後積立期間」といいます。)中、移行日における会社所定の利率による利息をつけて積み立てます。

(4) 前号の規定により積み立てられる金額を移行後積立金額といいます。

(5) 年金額は、会社の定める方法により、年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。この場合、主約款第6条(年金額)の規定を準用します。

(6) 移行後積立期間中に死亡給付金を支払う場合の支払額は、被保険者が死亡した時の移行後積立金額とします。

(7) 主約款第9条(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)の規定は、「積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額」および「解約返還金と同額の返還金」を「移行後積立金額」と読み替えて適用します。

(8) 移行後積立期間中の解約返還金額は移行後積立金額と同額とし、主約款第20条(解約)の規定により、保険契約者による解約返還金の請求があった場合には、主約款第21条(解約返還金)に定める解約返還金計算日における移行後積立金額を支払います。

2. 保険契約者は、移行後積立期間中に限り、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前号に定める必要書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日を解約返還金計算日とし、前項第8号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款第23条(死亡給付金受取人による保険契約の存続)の規定は、「基本保険金額の減額」を「移行後基本保険金額の減額」と読み替えて適用します。

3. 主約款第41条(繰上げ年金開始に関する特則)の規定により、移行後積立期間中に繰上げ年金開始が行なわれる場合は、主約款ならびに第1項第2号および第5号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 年金支払開始日を繰り上げたときの年金支払開始日は、主約款に定める繰上げ年金開始の請求に必要な書類を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2) 年金支払開始日を繰り上げたときの年金額は、会社の定める方法により、繰上げ後の年金支払開始日の前日の移行後積立金額を年金原資額とし、この金額をもとに繰上げ後の年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前2号の規定によるほか、繰上げ年金開始については、主約款の規定を準用します。

4. 第2条の規定により円貨建の年金保険に移行した場合は、移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 主約款第2条(積立金および積立利率)の規定

(2) 主約款第3条(積立利率保証期間)の規定

(3) 主約款第4条(基本保険金額)の規定

(4) 主約款第22条(基本保険金額の減額)の規定

（特約の解約）

第5条 保険契約者は、移行日の前日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。
この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（特約の消滅とみなす場合）

第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）主契約が円貨建の年金保険に移行せずに、主契約の年金支払開始日が到来したとき。
- （2）主契約が円貨建の年金保険に移行せずに、主約款第41条（繰上げ年金開始に関する特則）の規定により、繰上げ年金開始が行なわれたとき。
- （3）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（主約款の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約の積立利率保証期間を更新する場合の取扱）

第8条 主契約の積立利率保証期間を更新する場合には、第2条（主契約の円貨建の年金保険への移行）第2項の規定にかかわらず、更新後の判定期間は、主契約の積立利率保証期間更新日から主契約の更新後の積立利率保証期間の満了日の2か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

（主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱）

第9条 主契約の基本保険金額を減額する場合には、判定基準金額についても同時に減額されるものとします。
この場合、減額後の基本保険金額と判定基準金額の割合は、減額前の基本保険金額と判定基準金額の割合と同一とします。

（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）

第10条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の円貨建の年金保険への移行）第4項の規定にかかわらず、判定基準金額は、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額とします。
2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める判定基準金額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の基本保険金額と判定基準金額の割合は、減額前の基本保険金額と判定基準金額の割合と同一とします。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	目標値の変更	(1) 会社所定の目標値の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

死亡給付金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 特約年金の支払に関する補則
- 第4条 特約年金の現価の一時支払
- 第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の解約

- 第8条 特約の返還金
- 第9条 特約の消滅とみなす場合
- 第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱
- 第11条 特約年金の支払回数の変更
- 第12条 時効
- 第13条 主約款の規定の準用
- 第14条 年金原資保証型変額個人年金保険等に付加した場合の特則

死亡給付金等の年金払特約条項

(平成22年3月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定められた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定められた金額をいいます。

(2) 「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

(特約年金の支払)

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等（主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金の支払事由に該当した後に支払われた規則的引出金があるときは、死亡給付金からその規則的引出金を差し引きます。）の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。
4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数（特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について同一とします。）とします。ただし、特約の締結後にその回数に変更されたときは、変更後の回数とします。

5. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。

(1) 第1回の特約年金

主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日

(2) 第2回以後の特約年金

第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人としてします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。

3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。

4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。

5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。

4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- （2）主契約の年金支払開始日が到来したとき。

（特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱）

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

（特約年金の支払回数の変更）

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により特約年金額を計算します。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。ただし、会社の定める金額に満たない特約年金を受け取るべき特約年金受取人が2人以上である場合、その特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき新たに計算した金額のいずれかが会社の定める金額以上となるときは、前項の支払回数の変更を取り扱います。
4. 本条の規定により特約年金の支払回数を変更する場合、特約年金受取人が2人以上のときは、すべての特約年金受取人について、変更後の特約年金の支払回数は同一とします。
5. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人として）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

（時効）

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（年金原資保証型変額個人年金保険等に付加した場合の特則）

第14条 この特約を年金原資保証型変額個人年金保険、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（09）、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（10）または一般勘定移行型変額終身保険に付加した場合で、その主契約に運用期間中年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2	第2回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
	特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		